

宇土市告示第94号

宇土市消防防災施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月29日

宇土市長 光井正吾

宇土市消防防災施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇土市消防防災施設等整備費補助金交付要綱（平成12年告示第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「消防及び防災の用」を「消防又は防災」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助対象等）

第3条 補助の対象となる事業は、自治組織等が実施するものであって、施設又は設備を新設、改修又は整備する事業とする。

2 補助の対象となる施設及び設備並びに補助率等は、別表に定めるとおりとする。ただし、算定した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条中「宇土市補助金等交付取扱規則」を「宇土市補助金等交付規則」に改め、同条を第6条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

施設及び設備名	補助率	補助金の上限額
消火栓	2分の1	30万円
消防詰所及び格納庫	2分の1	100万円
防火水槽	3分の2	100万円
消防及び防災活動上、市長が特に必要と認めるもの	2分の1	30万円

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。